建設委員会報告資料

令和８年８月２０日

報告事項件名　頁

（１）興野周辺地区のまちづくりについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

（２）花畑川環境整備事業の取組み状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

（３）区立公園内の野球場への日除け設置について・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

（４）千住柳町児童遊園の防災井戸設置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

（５）六町２号公園整備工事について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

（６）竹の塚五丁目広場整備に伴う土壌汚染調査について・・・・・・・・・・・・・・１９

（７）移動式プレーパーク事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

（８）足立区立公園条例施行規則の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・２４

（９）足立区耐震改修促進計画の改定に関する
パブリックコメント実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５

（都市建設部）

建 設 委 員 会 報 告 資 料

令和８年８月２０日

<table>
<tr><td>件　　　名</td><td>興野周辺地区のまちづくりについて</td></tr>
<tr><td>所管部課名</td><td>都市建設部まちづくり課</td></tr>
<tr><td>内　　　容</td><td>
１　興野周辺地区のまちづくりについての意見交換を目的とする興野周辺地区まちづくり協議会（第１９回）の開催結果について
（１）開催日時
令和８年７月３日（金）　午後７時～午後８時
（２）場所
西新井小学校３階　ランチルーム
（３）参加者
地元町会自治会等　１４名
（４）内容
ア　扇周辺地区地域内交通導入サポート制度について
イ　東京都住宅供給公社所有地における令和６年度公募選定事業者の事業撤退について
ウ　まちづくりの進捗報告
エ　今後のスケジュールについて
（５）主な質疑
<table>
<tr><td colspan="2">ア　扇周辺地区地域内交通導入サポート制度について</td></tr>
<tr><td>Q1</td><td>目的地はどこでも指定できるのか。</td></tr>
<tr><td>A1</td><td>地区内に設置される乗降スポットから別の乗降スポットまでの移動となる。スポット間であれば、距離に関わらず同一料金で利用できる予定。</td></tr>
<tr><td>Q2</td><td>高齢者も容易にアプリで予約できるか、電話の方が良いのか。</td></tr>
<tr><td>A2</td><td>実証実験中のチョイソコ×せんじゅでは、予約の約半分がアプリで、70 歳以上の方もアプリを活用している。アプリは電話と比較し、24 時間いつでも予約できる利便性がある。</td></tr>
<tr><td colspan="2">イ　東京都住宅供給公社所有地における令和６年度公募選定事業者の事業撤退について</td></tr>
<tr><td>Q1</td><td>公募選定事業者の撤退について、採算が合わないという撤退理由に対し、区は引き止めなかったのか。</td></tr>
<tr><td>A1</td><td>当初は問題ないと判断された事業者だったが、昨今の物価高騰や人件費上昇を受け、採算が合わないとの申し出があった。区としても継続を強く働きかけたが、最終的には法人の経営判断を尊重することとなった。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

２　今後の予定

時　期		内　容
令和８年度	11月	都市計画法第16条に基づく原案説明会
	２月	案の公告・縦覧及び意見の受付
	３月	足立区都市計画審議会にて審議
令和９年度	夏頃	都市計画変更の決定

建 設 委 員 会 報 告 資 料

令和８年８月２０日

件　　　名	**花畑川環境整備事業の取組み状況について**
所管部課名	道路公園整備室道路整備課

内　　　容

花畑川環境整備事業の取組み状況について、以下のとおり報告する。

１　第１１回花畑川を考える会の開催結果について

（１）開 催 日　令和８年７月５日（日）

（２）場　　所　第１段階散策路（辰沼二丁目１６番～神明二丁目７番先）

（３）内　　容　第１段階散策路完成後の現地視察及び意見交換

（４）参加人数　１６人

（５）主な質疑

質問の種類	質　　疑	回　　答
第1段階の完成済区間について	座れる場所が少ない。	ベンチ以外に桜の植樹桝が座れるようになっているが、座れる場所と認知されにくいので、座面の追加設置等を検討する。
	ごみは少ないが、ごみ箱の設置は可能か。	家庭ごみの持ち込み等の問題もあり、設置していない。
	駐輪スペースが認知しにくい。	路面標示等を設置し、わかりやすくする。

質問の種類	質　　疑	回　　答
第1段階の完成済区間について	日除けが欲しい。	完成済の第1段階については、設置可否を確認する。 現在設計中の第2段階整備では、よしずの設置を検討している。
第2段階について	散策路の途中に道路との出入口を設けられないか。	警察と協議し、可能であれば設置する。
事業について	道路側の旧護岸を低くしても水防上問題ないか。	中川及び綾瀬川の水門を閉じることで、外部からの流入が無くなる。花畑川に降る雨は貯留できるので問題ない。

2　整備区間

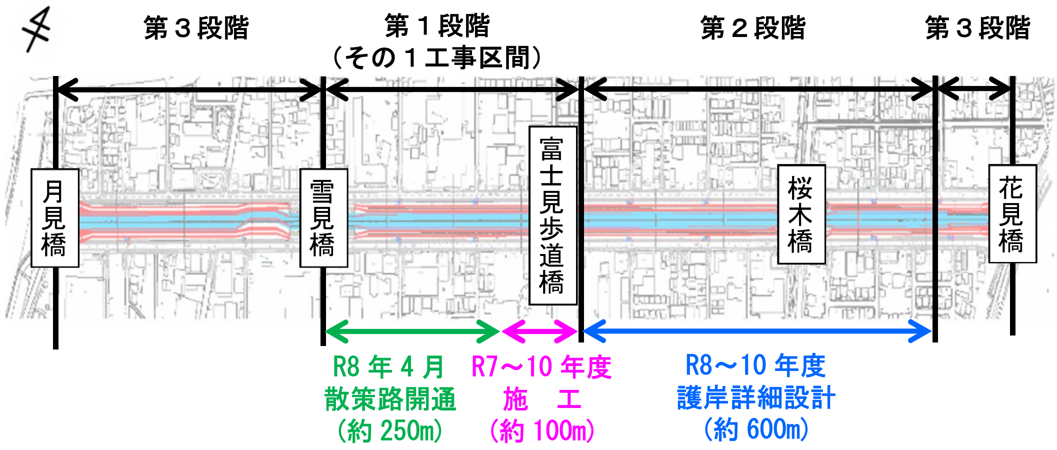

3　スケジュールについて

時　期	主な事項
令和　8 年　3 月	「花畑川環境整備その１通水工事」工事完了 「富士見歩道橋架け替え及び周辺護岸整備工事」工事着手
令和　8 年　4 月	第１段階散策路の一部開通
令和　10 年	「富士見歩道橋架け替え及び周辺護岸整備工事」工事完了 【第１段階　整備完了】

建 設 委 員 会 報 告 資 料

令和８年８月２０日

件　　名	**区立公園内の野球場への日除け設置について**
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課 道路公園整備室公園維持課

内　　容

区立公園内の野球場への日除けについて、しょうぶ沼公園へ設置したので以下のとおり報告する。

１　しょうぶ沼公園への日除け設置

地元利用団体へのヒアリングから、令和８年７月に簡易的な構造の日除けを設置した。

（１）設置写真

１塁側　設置状況

３塁側　設置状況

（２）位 置 図

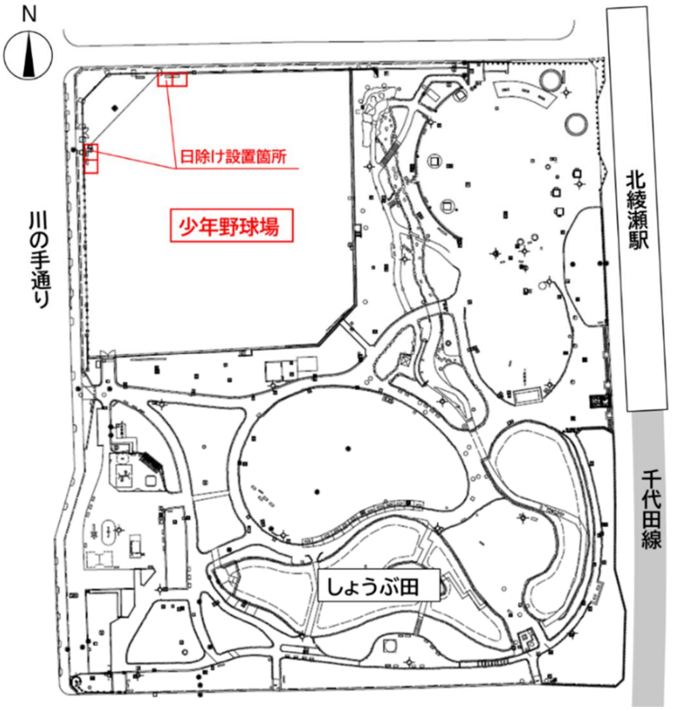

２　今後の方針

令和１０年度末までに、日除けを設置できるスペースがある区立公園の野球場へ設置するように進めていく。

年　　度	内　　容
令和８年度	しょうぶ沼公園野球場へ設置
令和8、9年度	(1) 区立公園野球場のスペース調査 (2) 利用団体へヒアリング
令和9、10年度	令和8、9年度のスペース調査を受け、他の区立公園の野球場へ設置

【参考】日除けが設置されていない野球場がある区立公園

	公園名	所在地
1	しょうぶ沼公園	谷中二丁目 4-1
2	南椿公園	椿一丁目 5-1
3	竹の塚第六公園	竹の塚二丁目 25-3
4	北宮城町公園	扇二丁目 37-1
5	島糀屋公園	鹿浜二丁目 22-1
6	北鹿浜公園	鹿浜三丁目 26-1
7	栗六公園	六月三丁目 10-1
8	西保木間第二公園	西保木間四丁目 6-2
9	入谷中央公園	入谷四丁目 16-1
10	押部公園	鹿浜六丁目 8-1
11	江北公園	鹿浜五丁目 10-1
12	保木間公園	竹の塚三丁目 8-1
13	総合スポーツセンター公園	東保木間二丁目27-1

建 設 委 員 会 報 告 資 料

令和８年８月２０日

件　　名	**千住柳町児童遊園の防災井戸設置について**
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課

内　　容

１　これまでの経緯

大災害後のまちの再生計画となる地区復興手順書[※1]を策定していく中で、地元町会から発災時に使用する防災井戸[※2]の要望があり、防災井戸の設置について検討してきた。

※１　区と地域住民で発災時の被害を想定し、復興までの手順を確認する復興シミュレーションにて策定される手順書で、令和５年度は千住西地区、令和６年度は本木・関原地区で策定

※２　長期断水時にも地域住民への生活用水（飲用不可）供給や防火水槽への給水ができる地下４０ｍの深井戸

２　防災井戸設置地区の選定理由

（１）木造密集地域かつ地域危険度（総合）ランク５であること
（２）地区復興手順書を策定していること
（３）地区防災計画を策定していること
（４）町会内において防災訓練を実施していること
（５）発電機などの必要な資機材を所有していること
（６）区域内に他の防災井戸が無いこと
（７）足立区、町会、消防署、消防団との協定を締結していること

上記の条件を全て満たす千住柳町町会を選定し、防災井戸を設置する。

【位置図】

３　連携協定（別紙参照　Ｐ１０～１４）

選定した千住柳町町会については、防災井戸の運用や役割分担に関する４者協定（区、千住消防署、千住消防団、千住柳町町会）の締結を予定している。

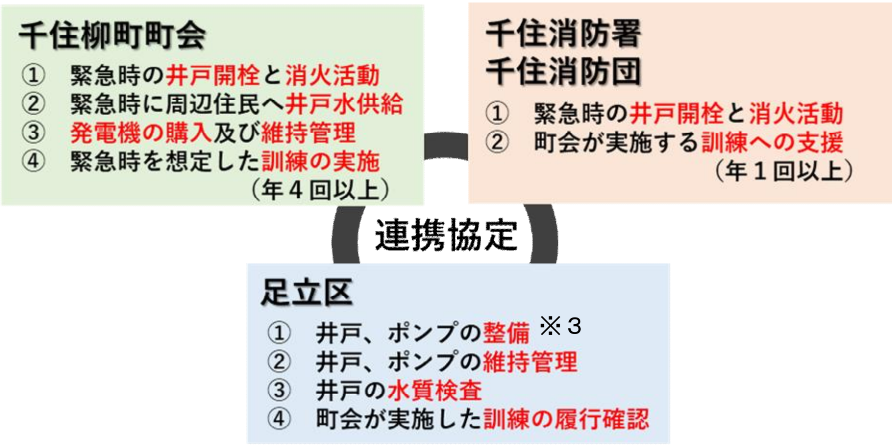

４者の役割イメージ

※３　工事予算額　５０，０００千円

工 事 期 間　令和８年９月～令和９年３月（予定）

４　今後の予定

年　度	月	内　容
令和８年度	８月	協定締結
	９月	工事着手（令和９年３月完了予定）
令和９年度	４月	運用開始

５　今後の方針

地元町会・自治会から防災井戸の設置要望があった際は、選定条件との合致を確認のうえ、防災井戸の整備を検討していく。

（参考）

選定条件（令和７年１１月１３日　建設委員会報告資料）

（１）木造密集地域かつ地域危険度が高い地域であること。

（２）都市復興シミュレーションを実施したうえで、地域の発災時課題と合致していること。

（３）発災時の地域共助の体制が確立されていること。

（４）日頃から防災訓練を実施しているなど、更なる地域防災に寄与することが認められること。

（５）区が施設整備を行うが、発災時には電源遮断があっても町会・自治会として発電機などの必要な資機材を用意でき、その運用も可能であること。

（６）町会単位の区域内に他の防災井戸が無いこと。

別紙

協定書（案）弁護士相談済み

千住柳町児童遊園の防災井戸設置に関する協定書（案）

足立区（以下「甲」という。)、千住消防署（以下「乙」という。)、千住消防団（以下「丙」という）及び千住柳町町会（以下「丁」という。）は、千住柳町児童遊園内に設置する防災井戸について、災害発生等の緊急時（以下「緊急時」という。）における円滑な利用を図るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、緊急時に、甲が設置する防災井戸を丁が主体となって管理・運用し、乙と丙及び丁が消火活動のために使用し、又は丁を含む千住柳町児童遊園周辺住民及び同園利用者（以下、併せて「利用者」という。）へ井戸水を提供するために必要な事項を定める。

（井戸の設置場所）

第２条　本協定の対象となる防災井戸については、東京都足立区千住柳町２６番６号の千住柳町児童遊園内に設置する。

（費用負担）

第３条　防災井戸及び保管庫の設置並びに平時における防災井戸の維持管理及び水質検査に係る費用は、原則として甲が負担する。ただし、丁が用意する発電機、その他の備品の購入、維持管理及び点検に係る費用については、丁の負担とし甲が設置した保管庫の日常的な維持管理については、丁がこれを行うものとする。

（甲の役割）

第４条　甲は、本協定に基づき、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

（１）防災井戸及び保管庫を設置すること。

（２）平時において、次に掲げる設備の維持管理を行うこと。

　ア　防災井戸のポンプ

　イ　防災井戸を囲うフェンス

　ウ　防災井戸と水栓柱

　エ　防災井戸用操作盤

　オ　集水桝

（３）平時において、防災井戸の水質検査を定期的に行うこと。

（４）緊急時において、乙と丙及び丁に対し必要な情報提供を行うこと。

（５）緊急時における乙と丙及び丁との協力体制を確保すること。

（乙と丙の役割）

第５条　乙と丙は、本協定に基づき、丁が実施する講習及び訓練において、技術指導及び助言を行うこと。ただし、丁にて次条第１号に基づく開栓等ができない場合等、緊急の必要がある場合には、乙ないし丙にて開栓等のうえ、消火活動等を行うものとする。

（丁の役割）

第６条　丁は、本協定に基づき、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

（１）緊急時には、消火活動等に必要な水を確保できるように速やかに防災井戸の設置場所への入口及び保管庫を開錠し防災井戸を開栓すること（以下併せて「開栓等」という。）。

（２）緊急時において、丁が主体となって、乙、丙の消火活動に協力する。また、利用者に対する井戸水の提供を行うこと。提供等にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守する。

ア　安全かつ円滑な給水のため、給水体制の確立に努めること。

イ　井戸水は飲用としては使用できず生活用水（トイレ、洗濯など）として使用することを明確に周知すること。

ウ　利用者の安全を確保するため、井戸周辺の管理を行うこと。

（３）緊急時における井戸の運用に際し、甲の指示がある場合は、速やかにその指示に従うこと。

（備品の管理及び点検）

第７条　甲は、丁に対し、丁が購入した発電機等を保管するための場所として、本協定期間中、保管庫を無償で使用させるものとする。

２　丁は、前項に基づき使用貸借を受けた保管庫について、設置された場所において通常の使用方法に基づき使用しなければならない。

３　丁は、防災井戸の使用に必要な発電機を購入し当該発電機を保管庫内にて適切に管理するとともに当該発電機、甲の所有する防災井戸に付属する備品（ホース、接続部品など）及び保管庫の日常的な点検を行い、緊急時に使用可能な状態を維持する。かかる日常点検に必要な費用は丁にて負担する。

４　前項の定める日常的な点検の実施に加えて、丁は、第９条第１項第１号に定める講習又は訓練を実施するにあたり、毎回、発電機及び防災井戸の付属品を使用した防災井戸の動作確認を行うものとする。

（防災井戸、操作盤及び保管庫の施錠管理）

第８条　甲は、防災井戸の設置場所への入口、操作盤及び保管庫を施錠した状態で管理するものとし、井戸への入口及び保管庫の鍵（以下「本件鍵」という。）は、甲が保有するほか、甲が乙、丙及び丁に対してそれぞれ貸与する。

（１）乙、丙及び丁は、本件鍵を第５条から前条及び第９条により井戸、操作盤及び保管庫を使用する場合にのみ使用するものとし、乙、丙及び丁において管理する。

（２）乙、丙及び丁は年１回、本件鍵の保管の状況について甲の確認を得なければならない。

（３）乙、丙及び丁は、本件鍵を適正に管理する義務を有し、これを紛失した場合は、甲に対し、その復元の責を負う。

（活動及びその支援）

第９条　丁は、次の各号に掲げる活動を積極的に行い、甲、乙及び丙は、当該活動が円滑に行われるために必要な支援を行うものとする。

（１）緊急時に防災井戸を円滑に使用できるよう、丁の構成員に対し、年間４回以上、定期的に井戸の操作方法に関する講習又は訓練を実施すること。なお、丁は当該訓練の実施にあたり、事前に訓練内容を甲に届け出るとともに、実施後はその結果について甲の確認を受けるものとする。

（２）前号記載の講習又は訓練に関し、年間１回以上は、園内の防火水槽を併用した乙及び丙と連携した訓練を実施すること。

２　丁は、前項の活動の後に、防災井戸を原状に復さなければならない。

（届出）

第１０条　丁は、第７条及び前条を含む防災井戸の利用に際しては、事前に、甲に対して、防災訓練の届出及び公園占用の申請を行うこととする。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、その限りでない。

（１）緊急時に足立区災害対策本部が設置された場合

（２）緊急時に防災井戸の応急的な利用が必要な場合

（３）その他被災により、届出が困難な場合

（情報の周知）

第１１条　甲は、防災井戸の所在地、甲乙丙丁の協議により定めた利用条件及び供給開始・終了時間などの情報を、丁と協力して利用者に周知する。

（事業の承継）

第１２条　丁は、丁の代表者に変更があった場合であっても、変更後の代表者は丁として本協定を順守しなければならない。

（解除）

第１３条　甲は、丁が本協定に基づく活動等を行わず、又は本協定に規定する義務を履行しなかった場合、本協定を解除することができる。本協定を解除した場合、防災井戸については、丁が用意する発電機を用いた運用を前提とせず、区内の他公園に設置されている防災井戸と同様にポンプを利用しない防災井戸として維持管理を行うとともに、丁は発電機を撤去し保管庫を甲に返還しなければならない。

（協定期間）

第１４条　本協定の期間は、協定締結の日から３年間とする。ただし、期間満了の１ヶ月前までにいずれか一方から書面による申し出がない限り、３年間延長するものとし、以降も同様とする。ただし、第７条に定める訓練実績が伴わない場合は、更新の対象外とする。

（協議事項）

第１５条　本協定に定めのない事項や疑義が生じた事項については、甲乙丙丁協議の上、誠実に解決を図る。

本協定の締結を証するため、本協定書４通を作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和８年　月　日

　　足立区中央本町一丁目１７番１号
甲　足立区
　　代表者　足立区長　近藤　弥生　　　印

　　足立区千住中居町９番１４号
乙　千住消防署
　　代表者　署長　　　本橋　哲也　　　印

　　足立区千住中居町９番１４号
丙　千住消防団
　　代表者　団長　　　小池　栄一　　　印

　　足立区千住柳町６番１２号
丁　千住柳町町会
　　代表者　会長　　　○○　○○　　　印

建 設 委 員 会 報 告 資 料

令和８年８月２０日

件　　　名	**六町２号公園整備工事について**
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課

内　　　容

　令和７年度までに東京都から仮引継ぎを受けた六町２号公園の整備予定について、以下のとおり報告する。

１　位置図・現況写真

（１）位置図

（２）現況写真

2　これまでの経緯

時　　期		内　　　容
令和６年度	６月～3 月	基本計画・基本設計委託
	12 月～1 月	アンケート実施
	２月	地元説明会開催
令和７年度	６月～3 月	詳細設計委託
	10 月	設計（案）を確定 （別紙（1）平面図参照　P17）

3　整備イメージ（別紙（２）整備イメージパース参照　Ｐ１８）

（１）テーマ

「六町みんなの広場～六町の人々の誇りとなる公園～」

（２）主な整備内容

令和６年度の地元アンケート結果を踏まえ、遊具（インクルーシブ遊具※含む）、健康遊具、水遊び施設、広場、テーブル、ベンチ、トイレ等を整備する。

※　インクルーシブ遊具や健康遊具等については、周辺公園との差別化を意識しながら、同種類の配置にならないように種類を選定

4　今後の予定

時　　期		内　　　容
令和　８年	10 月下旬	仮契約
	12 月	第 4 回定例会へ付議
令和　８年 12 月～令和 10 年　３月		整備工事（予定）
令和 10 年　４月		開園（予定）

別紙

イメージ図

六町２号公園

（１）平面図

（２）整備イメージパース

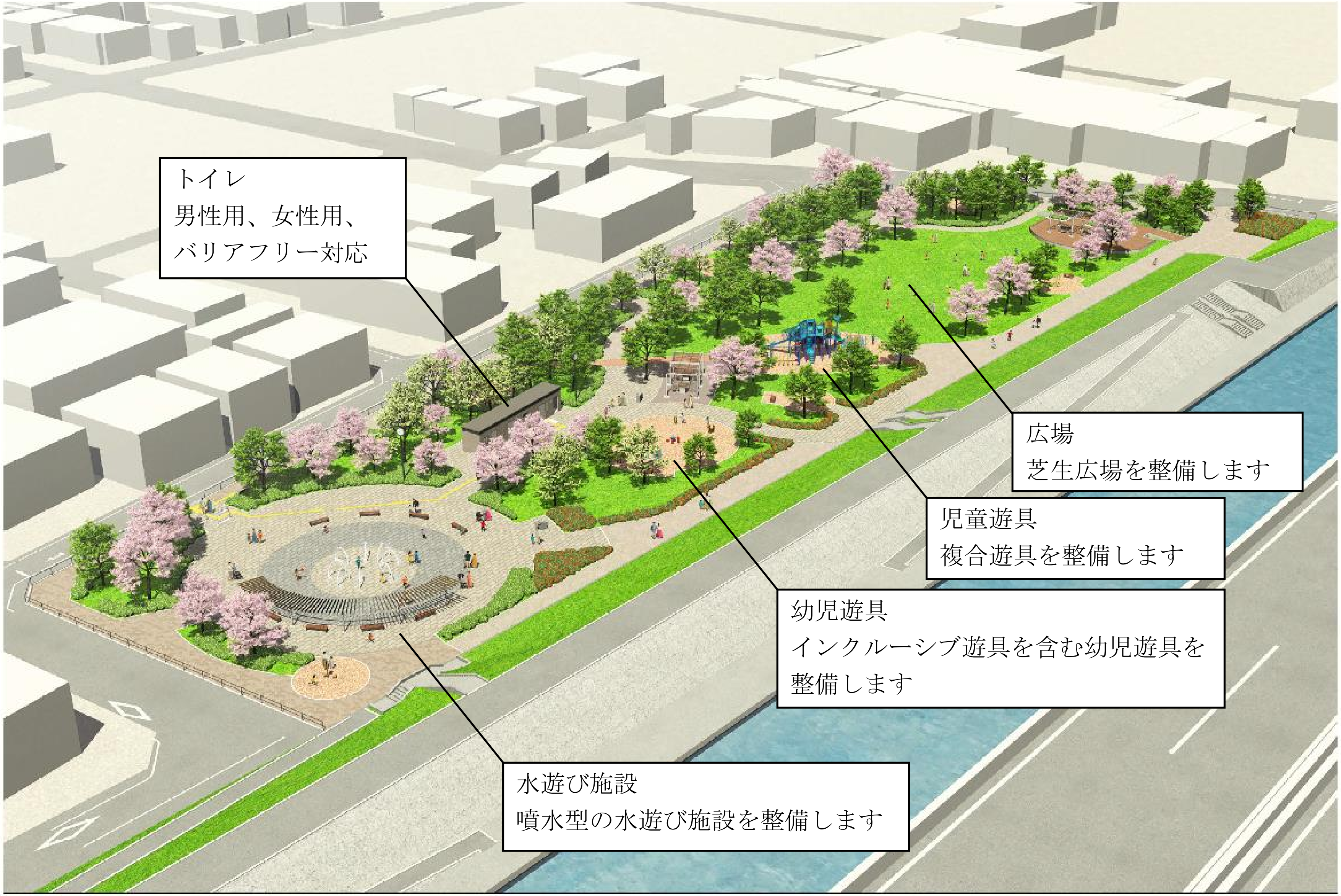
トイレ
男性用、女性用、
バリアフリー対応
広場
芝生広場を整備します
児童遊具
複合遊具を整備します
幼児遊具
インクルーシブ遊具を含む幼児遊具を
整備します
水遊び施設
噴水型の水遊び施設を整備します

建 設 委 員 会 報 告 資 料

令和８年８月２０日

件　　　名	**竹の塚五丁目広場整備に伴う土壌汚染調査について**
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課

内　　　容

竹の塚五丁目広場整備に伴う地歴調査及び東京都環境局との協議の結果、土壌汚染の有無を確認するために土壌汚染調査の必要が生じたので、以下のとおり報告する。

なお、土壌汚染調査の費用については、９月補正予算で付議する予定である。

１　位置図

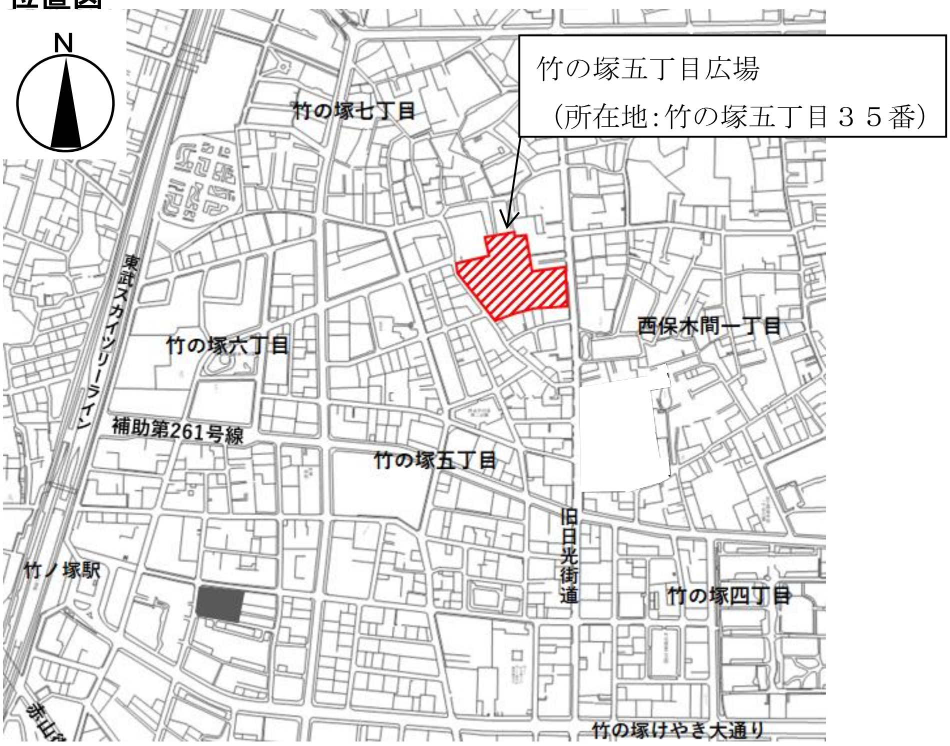

２　これまでの経緯

年　　　月		内　　　容
平成７年　３月		前所有者から足立区へ土地所有権移転
令和６年 12 月		都市計画決定
令和７年度	６月～３月	基本設計委託
	11 月～12 月	アンケート実施（半径 250m）
	２月	地元説明会開催
	２月～	実施設計委託

３　土壌汚染調査

（１）土壌汚染調査が必要となった経緯

地歴調査により令和８年３月に土壌汚染の恐れありとの判定を受け、東京都環境局と協議した結果、６月に調査内容についての方針が示されたため、土壌汚染の有無を確認する土壌汚染調査を行う。

なお、調査の詳細は、調査委託の過程で確定することとなる。

（２）土壌汚染があった場合の安全性

平成１１年に実施した竹の塚五丁目広場整備工事に先立ち、盛土（覆土※）を施工しているため、汚染があった場合でも健康被害がおよぶ状態ではない。

※　覆土とは、汚染されている土壌の上に土を被せることで、汚染土壌に人が直接触れたり、口から摂取したりしないようにする措置で、土壌汚染対策法施行規則では、土壌汚染対策の一つの方法として認められている。

４　今後の予定

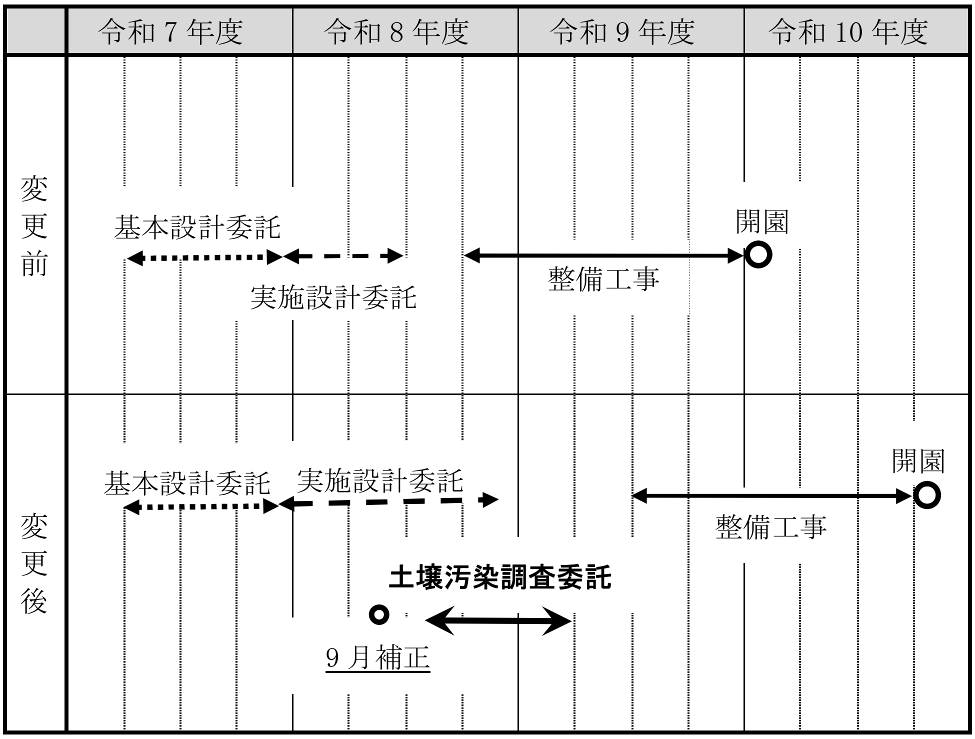

土壌汚染が認められた場合は、追加で詳細調査や汚染除去等の措置が必要となり、更に整備工事の延伸や費用増額が見込まれる。

建 設 委 員 会 報 告 資 料

令和８年８月２０日

件　　名	**移動式プレーパーク事業について**
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課

内　　容

移動式プレーパーク事業の令和８年度９月からの開催予定について、以下のとおり報告する。

１　参加状況と今年度の方針

（１）実施概要

項目	令和７年度	令和８年度（現時点）
実施期間	10 月 23 日～3 月 28 日	5 月 13 日～6 月 27 日 ※　7・8 月は熱中症対策のため休止
実施回数	57 回	17 回(3 月末まで 103 回予定)
開催曜日	水曜日、木曜日、土曜日 (公園により曜日が異なる)	水曜日、木曜日、土曜日 (一部公園は曜日変更)
開催時間	午後 1 時～午後 4 時	午前 10 時～正午 午後 1 時～午後 4 時 30 分
費用	10,078,327 円	（予定）約 1,300 万円

（２）令和７年度以降における公園毎の平均参加人数 (別紙参照　Ｐ２３)

No	公園名※1	ｴﾘｱ	平均参加人数※2		実施回数（累計）
			小学生	未就学児	
①	五反野コミュニティ公園	東	37	28	6
②	新田さくら公園	西	26	59	4
③	江北平成公園	西	21	10	7
④	伊興公園	西	21	1	6
⑤	島粃屋公園	西	18	2	12
⑥	樫ノ木公園	東	17	7	11
⑦	弘道中央公園	東	17	7	6
⑧	谷中公園	東	3	8	6
⑨	入谷中郷南恐竜公園	西	1	8	7
⑩	尾竹橋公園	東	1	4	9

※１　公園名は、平均参加人数（小学生）の多い順

※２　平均参加人数は、小数第一位を四捨五入した値

（３）検証結果

項目	結果・課題	今年度（9月以降）の方針
回数	月２回隔週実施の公園は、子どもから認知されやすく、スタッフも個々の子どもの特徴をつかんで対応しやすい。 月１回では活動が定着しづらく、継続した遊びになりにくい。	地域バランスや費用対効果を考慮しつつ、小学生の参加者が多い公園の開催を月２回に増やす。
曜日	授業時間が長い木曜日は参加者が少なく、１時間程度しか遊べないため遊びが深まらない。	木曜日を金曜日に変更して試行する。

２　令和８年度９月以降の開催予定（別紙参照　Ｐ２３）

検証結果を踏まえ、下表のとおり、エリアごとに小学生の平均参加者上位の公園に絞り開催する。

下表でグレー着色している公園については、次の理由により開催場所から除く。⑦弘道中央公園は、五反野コミュニティ公園と誘致圏が重なるため。⑨入谷中郷南恐竜公園・⑩尾竹橋公園は、参加人数が少ないため。

No	開催場所	ｴﾘｱ	各月の開催予定	
			９月以降	（参考）5，６月
①	五反野コミュニティ公園	東	水・土曜日各１回	第二土曜日
②	新田さくら公園	西	水・金曜日各１回	第一土曜日
③	江北平成公園	西	水・金曜日各１回	第三土曜日
④	伊興公園	西	金・土曜日各１回	第四木曜日
⑤	島粏屋公園	西	水曜日１回	第一・第三水曜日
⑥	樫ノ木公園	東	金・土曜日各１回	第二・第四水曜日
⑦	弘道中央公園	東	開催しない	第一木曜日
⑧	谷中公園	東	土曜日１回	第四土曜日
⑨	入谷中郷南恐竜公園	西	開催しない	第二木曜日
⑩	尾竹橋公園	東	開催しない	第三木曜日

※　上記以外の類似活動
元渕江公園「ぼうけんあそび」毎週水曜日・土曜日（指定管理者）
西新井さかえ公園「こどもたちの遊びを見守るパークリーダー事業」（ＮＰＯ法人）

別紙

開催場所位置図

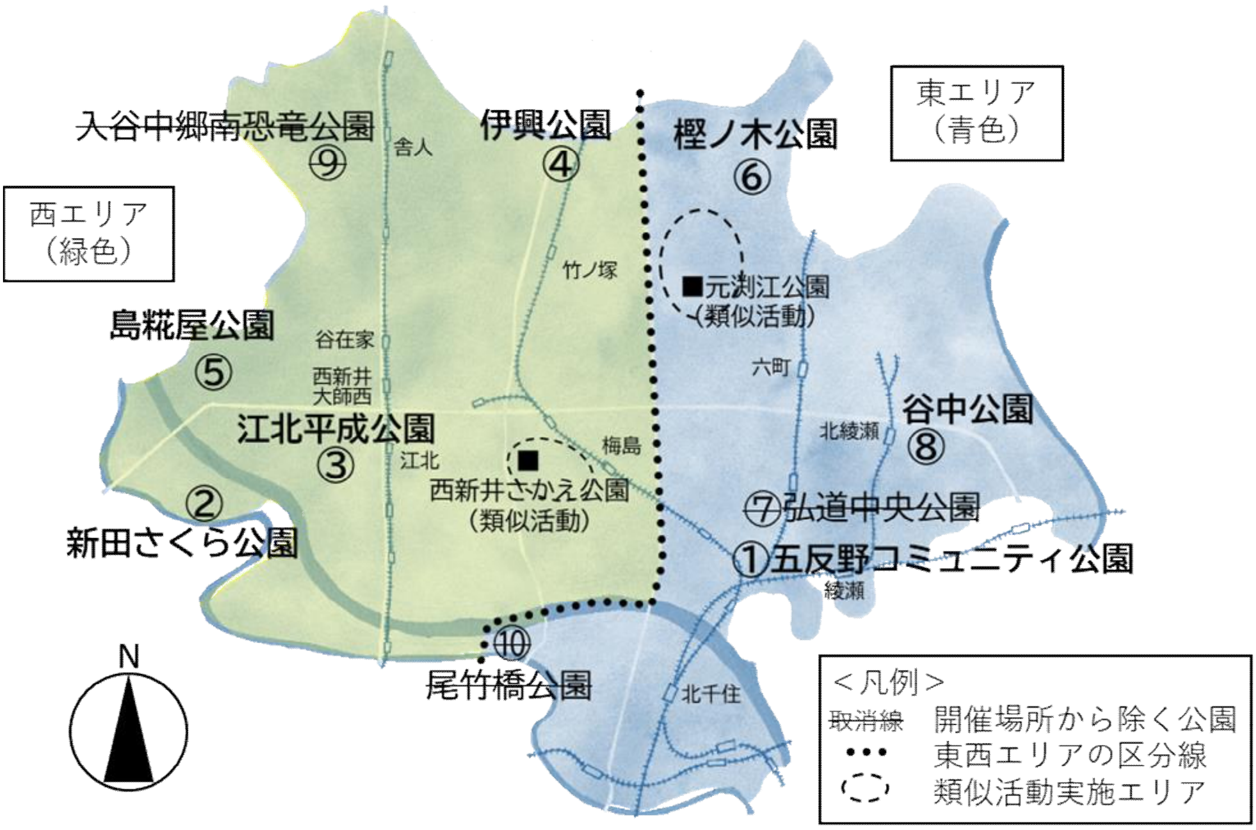

※　①～⑩の数字は、平均参加人数（小学生）の多い順。

※　⑦⑨⑩は、開催場所から除く公園。

建 設 委 員 会 報 告 資 料

令和８年８月２０日

<table>
<tr><td>件　　名</td><td>足立区立公園条例施行規則の一部改正について</td></tr>
<tr><td>所管部課名</td><td>道路公園整備室公園維持課</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td>
足立区立公園条例施行規則の一部を改正するため、以下のとおり報告する。

１　改正内容及び理由
<table>
<tr><th>改正内容</th><th>理由</th></tr>
<tr><td>尾竹橋公園、江北公園テニスコートの利用開始時間を、令和９年４月より午前９時から午前８時に前倒しする。</td><td>熱中症対策のため。</td></tr>
<tr><td>規則中の全 11 種類の様式を、「足立区立公園条例施行規則における様式を定める要綱」へ移行する（別紙１参照 P25）。</td><td>(1) 規則、要綱の両方で様式を定めている現状を整理し、要綱に一元化するため。
(2) 軽微な様式変更が必要な際に迅速に対応し、区民の利便性の向上を図るため。</td></tr>
<tr><td>指定管理者の指定申請時の添付資料について、「納税証明書」と「社員・従業員等調書」を追加する。</td><td>これまでも公募要領上で提出を求めてきたが、今後も指定申請時に必ず提出を求めるため。</td></tr>
</table>

２　新旧対照表（案）
別紙２参照　Ｐ２６～３４

３　施行年月日
令和８年１０月１日　テニスコート時間変更に関する部分を除く
令和９年　４月１日　テニスコート時間変更のみ
</td></tr>
</table>

別紙１

足立区立公園条例施行規則における様式を定める要綱

現行の要綱にて定める様式	規則から移行後要綱にて定める様式
施設使用申請書	施設使用申請書
施設使用承認書	施設使用承認書
施設使用料還付申請書兼請求書	施設使用料還付申請書兼請求書
	公園占用申請書
	公園占用許可書
	公園有料施設使用申請書
	公園有料施設使用承認書兼領収書
	領収書
	使用料等還付請求書
	公園占用料減免申請書
	公園有料施設使用料減免申請書
	指定管理者指定申請書
	指定管理者指定通知書
	受領書

※ 太字の様式を規則から要綱に移行

別紙２

足立区立公園条例施行規則の一部を改正する規則　新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区立公園条例施行規則	○足立区立公園条例施行規則
昭和47年４月24日規則第10号	昭和47年４月24日規則第10号
（公園の占用）	（公園の占用）
第２条　公園を占用しようとする者は、条例第５条に定める申請書（別記第１号様式）を区長に提出し、許可を受けなければならない。	第２条　公園を占用しようとする者は、条例第５条に定める申請書を区長に提出し、許可を受けなければならない。
２　区長は、前項により占用を許可したときは、公園占用許可書（別記第２号様式）を交付する。	２　区長は、前項により占用を許可したときは、公園占用許可書を交付する。
３　省略	３　現行のとおり
（有料施設の使用の申請）	（有料施設の使用の申請）
第６条　条例第13条の規定に基づき有料施設（第６条の３第１項各号に掲げる施設、第13条の駐車場及び第12条第１項第６号に規定する日時における同号の施設を除く。）を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、公園有料施設使用申請書（別記第３号様式。以下「使用申請書」という。）又は施設使用申請書を区長に提出しなければならない。	第６条　条例第13条の規定に基づき有料施設（第６条の３第１項各号に掲げる施設、第13条の駐車場及び第12条第１項第６号に規定する日時における同号の施設を除く。）を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、公園有料施設使用申請書（以下「使用申請書」という。）又は施設使用申請書を区長に提出しなければならない。
第２項及び第３項　省略	第２項及び第３項　現行のとおり
（有料施設の使用の承認）	（有料施設の使用の承認）
第６条の２　区長は、前条第１項の規定による申請に対し使用を承認するときは、公園有料施設使用承認書兼領収書（別記第４号様式。以下「使用承認書」という。）又は施設使用承認書を交付する。	第６条の２　区長は、前条第１項の規定による申請に対し使用を承認するときは、公園有料施設使用承認書兼領収書（以下「使用承認書」という。）又は施設使用承認書を交付する。
第２項から第４項まで　省略	第２項から第４項まで　現行のとおり
（有料施設の使用券等）	（有料施設の使用券等）
第６条の３　第１項及び第２項　省略	第６条の３　第１項及び第２項　現行のとおり
３　第１項の規定により納入された使用料については、当該有料施設を使用する前にその旨の申出があった者に対して、使用券等と引き換えに領収書（別記第５号様式）を交付することができる。	３　第１項の規定により納入された使用料については、当該有料施設を使用する前にその旨の申出があった者に対して、使用券等と引き換えに領収書交付することができる。
（使用料等の還付の請求）	（使用料等の還付の請求）

改正前	改正後
第10条　前条により使用料等の還付を受けようとする者は、公園占用許可書及び領収書、公園有料施設使用承認書兼領収書（第６条の２第２項の払込依頼票及び払込受領書を含む。）、第６条の２第１項に規定する使用承認書、施設使用承認書若しくは使用券等を添付し、又は第６条の２第２項に規定する申請書の使用に係る電子計算機に表示される施設使用承認書の画像データを提示した上で、使用料等還付請求書（別記第６号様式）又は施設使用料還付申請書兼請求書を区長に提出し、承認を受けなければならない。	第10条　前条により使用料等の還付を受けようとする者は、公園占用許可書及び領収書、公園有料施設使用承認書兼領収書（第６条の２第２項の払込依頼票及び払込受領書を含む。）、第６条の２第１項に規定する使用承認書、施設使用承認書若しくは使用券等を添付し、又は第６条の２第２項に規定する申請書の使用に係る電子計算機に表示される施設使用承認書の画像データを提示した上で、使用料等還付請求書又は施設使用料還付申請書兼請求書を区長に提出し、承認を受けなければならない。
第２項及び第３項　略	第２項及び第３項　現行のとおり
（使用料又は占用料の免除）	（使用料又は占用料の免除）
第12条　条例第21条により使用料又は占用料を減額又は免除（以下「減免」という。）することができる場合及びその割合又は額は、次のとおりとする。	第12条　条例第21条により使用料又は占用料を減額又は免除（以下「減免」という。）することができる場合及びその割合又は額は、次のとおりとする。
（１）　区又は区が官公署若しくは公共的団体とともに使用する場合　10割	（１）　区又は区が官公署若しくは公共的団体とともに使用する場合　10割
（２）　区内の幼稚園、保育園、小学校及び中学校の主催により、園児、児童及び生徒のための行事を行う場合　10割 ただし、公園集会所（花畑公園桜花亭）を使用する場合　５割	（２）　区内の幼稚園、保育園、小学校及び中学校の主催により、園児、児童及び生徒のための行事を行う場合　10割 ただし、公園集会所（花畑公園桜花亭）を使用する場合　５割
（３）　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年42民児精発第58号）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその介護者が使用する場合。ただし、介護者については、各手帳の所持者に対し１名とする。　10割	（３）　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年42民児精発第58号）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその介護者が使用する場合。ただし、介護者については、各手帳の所持者に対し１名とする。　10割
（４）　70歳以上の者が使用する場合　10割	（４）　70歳以上の者が使用する場合　10割
（５）　１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者が７月２１日から８月３１日までに条例別表第４、別表第６又は別表第７に掲げる有料施設を使用する場合　１０割	（５）　１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者が７月２１日から８月３１日までに条例別表第４、別表第６又は別表第７に掲げる有料施設を使用する場合　１０割
（６）　毎週水曜日の午前８時から午後５時まで（１月、２月、11月及び12月は午後４時まで）（足立区の休日を定める条例（平成元年足立区条例	（６）　毎週水曜日の午前８時から午後５時まで（１月、２月、11月及び12月は午後４時まで）（足立区の休日を定める条例（平成元年足立区条例

改正前	改正後
第２号）第１条に規定する休日を除く。）に条例別表第２の野球場のうち上沼田東公園に設置されたものを使用する場合　10割	第２号）第１条に規定する休日を除く。）に条例別表第２の野球場のうち上沼田東公園に設置されたものを使用する場合　10割
（７）　足立区無電柱化推進計画に基づき、電線の設置及び管理を行う者が、電線類若しくは電線類を収容するための管路を地中に設置し、又は地中に設ける電線類と一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。）を設置する場合　条例第11条の規定により算出した占用料の額から、当該電線類、管路又は物件が道路（足立区道路占用料等徴収条例（昭和28年足立区条例第14号）の適用を受ける道路をいう。以下同じ。）に設置されたものとみなして同条例第２条の規定を適用して算出した額（道路に設置されたものとみなした場合において同条例第３条の規定の適用を受けられるときにあっては同条による減免後の額）を差し引いて得られた額（当該額が零を下回る場合には零とする。）	（７）　足立区無電柱化推進計画に基づき、電線の設置及び管理を行う者が、電線類若しくは電線類を収容するための管路を地中に設置し、又は地中に設ける電線類と一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。）を設置する場合　条例第11条の規定により算出した占用料の額から、当該電線類、管路又は物件が道路（足立区道路占用料等徴収条例（昭和28年足立区条例第14号）の適用を受ける道路をいう。以下同じ。）に設置されたものとみなして同条例第２条の規定を適用して算出した額（道路に設置されたものとみなした場合において同条例第３条の規定の適用を受けられるときにあっては同条による減免後の額）を差し引いて得られた額（当該額が零を下回る場合には零とする。）
（８）　前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めた場合　10割又は５割	（８）　前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めた場合　10割又は５割
２　前項第１号、第２号、第７号又は第８号の規定により使用料又は占用料の減免を受けようとする者は、占用許可又は使用承認の申請の際に公園占用料減免申請書（別記第７号様式）又は公園有料施設使用料減免申請書（別記第８号様式）を区長に提出し、承認を受けなければならない。	２　前項第１号、第２号、第７号又は第８号の規定により使用料又は占用料の減免を受けようとする者は、占用許可又は使用承認の申請の際に公園占用料減免申請書又は公園有料施設使用料減免申請書を区長に提出し、承認を受けなければならない。
第３項から第５項まで　省略	第３項から第５項まで　現行のとおり
（指定の申請）	（指定の申請）
第15条　条例第４条の３第１項の規定により指定管理者の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書（別記第９号様式）に次に掲げる書類を添付して区長に申請しなければならない。	第15条　条例第４条の３第１項の規定により指定管理者の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して区長に申請しなければならない。
（１）　定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類	（１）　定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
（２）　法人にあつては法人の登記事項証明書	（２）　法人にあっては法人の登記事項証明書
（３）　団体の概要を記載した書類及び類似施設の管理業務の実績を有する者にあつては、その実績を明らかにする書類	（３）　団体の概要を記載した書類及び類似施設の管理業務の実績を有する者にあっては、その実績を明らかにする書類
（４）　直近３事業年度の事業報告書、収支決算書、財産目録、貸借対照表	（４）　直近３事業年度の事業報告書、収支決算書、財産目録、貸借対照表

改正前	改正後
等の決算関係書類 （５）　公園施設の管理運営に係る事業計画書 （６）　公園施設の管理運営に係る収支計画書 （７）　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類	等の決算関係書類 （５）　公園施設の管理運営に係る事業計画書 （６）　公園施設の管理運営に係る収支計画書 （７）　納税証明書 （８）　社員・従業員等調書 （９）　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
（指定管理者の指定の通知） 第15条の２　区長は、条例第４条の３第２項の規定により指定管理者の指定をしたときは、前条の規定により申請した者に対し、指定管理者指定通知書（別記第９号の２様式）により通知する。	（指定管理者の指定の通知） 第15条の２　区長は、条例第４条の３第２項の規定により指定管理者の指定をしたときは、前条の規定により申請した者に対し、指定管理者指定通知書により通知する。
（保管工作物等一覧簿） 第18条　条例第22条の３第２項に規定する保管工作物等一覧簿は、別記第10号様式によるものとし、同項の規則で定める場所は、足立区都市建設部道路公園整備室長付パークイノベーション推進課とする。	（保管工作物等一覧簿） 第18条　条例第22条の３第２項に規定する保管工作物等一覧簿は、別記様式によるものとし、同項の規則で定める場所は、足立区都市建設部道路公園整備室長付パークイノベーション推進課とする。
（保管工作物等の受領書） 第20条　条例第22条の６の受領書は、別記第11号様式によるものとする。	（削る）
（様式） 第21条　省略	（様式） 第20条　現行のとおり
（委任） 第22条　省略	（委任） 第21条　現行のとおり
	付　則（令和８年　月　日規則第　号） この規則は公布の日から施行する。ただし、別表第４庭球場の項の改正規定は、令和９年４月１日から施行する。
別表第１から第３まで　省略	別表第１から第３まで　現行のとおり
別表第４（第７条関係） 有料施設の使用時間及び使用休止期間	別表第４（第７条関係） 有料施設の使用時間及び使用休止期間

改正前：

種別	使用時間	使用休止期間
庭球場（千住スポーツ	午前９時から午後５時	第３月曜日（その日が

改正後：

種別	使用時間	使用休止期間
庭球場（千住スポーツ	午前９時から午後５時	第３月曜日（その日が

改正前			改正後		
公園）	まで（３月から11月までの日曜日は午後７時まで、その他の曜日は午後９時まで）	休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、１月１日から同月３日まで及び12月29日から同月31日まで	公園）	まで（３月から11月までの日曜日は午後７時まで、その他の曜日は午後９時まで）	休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、１月１日から同月３日まで及び12月29日から同月31日まで
庭球場（竹の塚第六公園）	午前９時から午後５時まで（３月から11月までは午前９時から午後９時まで）	１月１日から同月３日まで及び12月29日から同月31日まで	庭球場（竹の塚第六公園）	午前９時から午後５時まで（３月から11月までは午前９時から午後９時まで）	１月１日から同月３日まで及び12月29日から同月31日まで
庭球場（宮元公園）	午前９時から午後５時まで（３月から５月まで及び９月は午後６時まで、６月から８月までは午後７時まで）	同上	庭球場（宮元公園）	午前９時から午後５時まで（３月から５月まで及び９月は午後６時まで、６月から８月までは午後７時まで）	同上
庭球場（尾竹橋公園及び江北公園）	午前９時から午後５時まで（３月は午後６時まで、４月から10月までは午後９時まで）	同上	庭球場（尾竹橋公園及び江北公園）	午前８時から午後５時まで（３月は午後６時まで、４月から10月までは午後９時まで）	同上
庭球場（上沼田東公園）	午前９時から午後５時まで（３月は午後６時まで、４月から10月までは午前８時から午後９時まで）	同上	庭球場（上沼田東公園）	午前９時から午後５時まで（３月は午後６時まで、４月から10月までは午前８時から午後９時まで）	同上
運動場（千住スポーツ公園）	午前９時から午後５時まで	第３月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でな	運動場（千住スポーツ公園）	午前９時から午後５時まで	第３月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でな

改正前			改正後		
		い日）、１月１日から同月３日まで及び12月29日から同月31日まで			い日）、１月１日から同月３日まで及び12月29日から同月31日まで
運動場（千住スポーツ公園を除く。）	午前８時から（日曜日、土曜日及び休日は午前６時から）午後６時まで（１月、２月、11月及び12月は午前８時から午後４時まで）	１月１日から同月３日まで及び12月29日から同月31日まで	運動場（千住スポーツ公園を除く。）	午前８時から（日曜日、土曜日及び休日は午前６時から）午後６時まで（１月、２月、11月及び12月は午前８時から午後４時まで）	１月１日から同月３日まで及び12月29日から同月31日まで
弓道場	午前９時から午後９時まで	第３月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、１月１日から同月３日まで及び12月29日から同月31日まで	弓道場	午前９時から午後９時まで	第３月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、１月１日から同月３日まで及び12月29日から同月31日まで
相撲場	同上	同上	相撲場	同上	同上
会議室（千住スポーツ公園）	同上	同上	会議室（千住スポーツ公園）	同上	同上
野球場（谷中公園）	午前６時から午後６時まで（11月から12月第２日曜日までは午前８時から午後４時まで、３月は午前８時から午後６時まで）	１月、２月及び12月第２日曜日の翌日から同月31日まで	野球場（谷中公園）	午前６時から午後６時まで（11月から12月第２日曜日までは午前８時から午後４時まで、３月は午前８時から午後６時まで）	１月、２月及び12月第２日曜日の翌日から同月31日まで
野球場（保木間公園）	午前６時から午後６時まで（１月、２月、11月及び12月は午前８時	１月１日から同月３日まで及び12月29日から同月31日まで	野球場（保木間公園）	午前６時から午後６時まで（１月、２月、11月及び12月は午前８時	１月１日から同月３日まで及び12月29日から同月31日まで

改正前			改正後		
	から午後４時まで)			から午後４時まで)	
野球場(上沼田東公園)	午前６時から（日曜日及び休日は午前８時から）午後９時まで（１月、２月、11月及び12月は午前８時から午後４時まで、３月は午前８時から午後６時まで)	同上	野球場(上沼田東公園)	午前６時から（日曜日及び休日は午前８時から）午後９時まで（１月、２月、11月及び12月は午前８時から午後４時まで、３月は午前８時から午後６時まで)	同上
野球場（谷中公園、保木間公園及び上沼田東公園を除く。）	午前８時から(日曜日、土曜日及び休日は午前６時から）午後６時まで（１月、２月、11月及び12月は、午前８時から午後４時まで)	同上	野球場（谷中公園、保木間公園及び上沼田東公園を除く。）	午前８時から(日曜日、土曜日及び休日は午前６時から）午後６時まで（１月、２月、11月及び12月は、午前８時から午後４時まで)	同上
公園集会所（花畑公園桜花亭)	午前９時から午後９時30分まで	月曜日（その日が休日又は10月１日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、１月１日及び12月29日から同月31日まで	公園集会所（花畑公園桜花亭)	午前９時から午後９時30分まで	月曜日（その日が休日又は10月１日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、１月１日及び12月29日から同月31日まで
公園集会所（東渕江庭園臨渕亭)	午前９時から午後５時まで	月曜日(その日が休日、５月18日又は10月１日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、１月１日から同	公園集会所（東渕江庭園臨渕亭)	午前９時から午後５時まで	月曜日(その日が休日、５月18日又は10月１日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、１月１日から同

<table>
<tr><th colspan="3">改正前</th><th colspan="3">改正後</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>月３日まで及び12月29日から同月31日まで</td><td></td><td></td><td>月３日まで及び12月29日から同月31日まで</td></tr>
<tr><td>会議室（江北公園）</td><td>午前９時から午後９時30分まで</td><td>第１、第３水曜日（その日が休日又は10月１日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、１月１日及び12月29日から同月31日まで</td><td>会議室（江北公園）</td><td>午前９時から午後９時30分まで</td><td>第１、第３水曜日（その日が休日又は10月１日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、１月１日及び12月29日から同月31日まで</td></tr>
<tr><td>生物園</td><td>午前９時30分から午後５時まで（１月、11月及び12月にあっては午後４時30分まで、足立区立小学校の夏季休業の期間中にあっては午後５時30分まで）</td><td>月曜日（足立区立小学校の春季休業、夏季休業及び冬季休業の期間中の月曜日を除く。）（その日が休日又は10月１日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、１月１日及び12月29日から同月31日まで</td><td>生物園</td><td>午前９時30分から午後５時まで（１月、11月及び12月にあっては午後４時30分まで、足立区立小学校の夏季休業の期間中にあっては午後５時30分まで）</td><td>月曜日（足立区立小学校の春季休業、夏季休業及び冬季休業の期間中の月曜日を除く。）（その日が休日又は10月１日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、１月１日及び12月29日から同月31日まで</td></tr>
<tr><td>駐車場（江北公園のうち、足立区鹿浜二丁目44番１号に存するもの）</td><td>午前９時から午後５時まで（６月から９月までは午前９時から午後６時まで、会議室を全日又は夜間使用する者は、午後９時30分まで）</td><td>第１、第３水曜日（その日が休日又は10月１日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、１月１日及び12月29日から同月31日ま</td><td>駐車場（江北公園のうち、足立区鹿浜二丁目44番１号に存するもの）</td><td>午前９時から午後５時まで（６月から９月までは午前９時から午後６時まで、会議室を全日又は夜間使用する者は、午後９時30分まで）</td><td>第１、第３水曜日（その日が休日又は10月１日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、１月１日及び12月29日から同月31日ま</td></tr>
</table>

改正前	改正後
で	で
備考　施設の管理上支障があるときは、使用を停止し、又は制限することがある。	備考　施設の管理上支障があるときは、使用を停止し、又は制限することがある。
別記第１号様式から別記第１１号様式まで　省略	別記第１号様式から別記第１１号様式まで　削る
（追加）	別記様式

別記第10号様式(第18条関係)

別記様式（第 18 条関係）

保　管　物　件　一　覧　簿

整理番号	公示日 / 公示番号	名称・種類	形状	数量	除去日時 / 放置されていた場所	保管開始日 / 保管場所	保管満了予定日 / 所有権帰属予定日	減失・破損のおそれ(理由) / 貴重品判定	売却した場合 売却日 / 買受人	売却した場合 売却方法 / 売却代金	廃棄した場合 廃棄日	廃棄した場合 廃棄方法	所有権帰属日 / 保管費用	備考
	・　・				・　・	・・	・・	有(　　)・無	・・		・・		・・	
	第　号						・・	貴重品・その他	・・					
	・　・				・　・	・・	・・	有(　　)・無	・・		・・		・・	
	第　号						・・	貴重品・その他	・・					
	・　・				・　・	・・	・・	有(　　)・無	・・		・・		・・	
	第　号						・・	貴重品・その他	・・					
	・　・				・　・	・・	・・	有(　　)・無	・・		・・		・・	
	第　号						・・	貴重品・その他	・・					
	・　・				・　・	・・	・・	有(　　)・無	・・		・・		・・	
	第　号						・・	貴重品・その他	・・					
	・　・				・　・	・・	・・	有(　　)・無	・・		・・		・・	
	第　号						・・	貴重品・その他	・・					
	・　・				・　・	・・	・・	有(　　)・無	・・		・・		・・	
	第　号						・・	貴重品・その他	・・					
	・　・				・　・	・・	・・	有(　　)・無	・・		・・		・・	
	第　号						・・	貴重品・その他	・・					

建 設 委 員 会 報 告 資 料

令和８年８月２０日

件　　　名	**足立区耐震改修促進計画の改定に関するパブリックコメント実施について**
所管部課名	建築室建築防災課
内　　　容	足立区耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）の改定に関するパブリックコメントを実施するため、以下のとおり報告する。 **１　パブリックコメントの実施** （１）募集期間 令和８年１０月１日（木）～１０月３１日（土） （２）周知方法及び閲覧配布 ア　あだち広報９月２５日号及び区ホームページ、ＳＮＳによる周知 イ　建築防災課窓口、区民事務所、中央図書館、区政情報課、政策経営課にて資料を閲覧、配布する。 **２　促進計画（案）【概要版】** 改訂のポイント　別紙１参照　Ｐ３６ 促進計画（案）【概要版】　別紙２参照　Ｐ３７～４９ 促進計画（案）　別添資料参照 **３　計画期間** 令和９年度～令和１３年度 **４　今後の予定**

年　　月	内　　容
令和 8 年 10 月	促進計画（案）及び【概要版】を公表 パブリックコメントの募集（31 日間）
令和 9 年 1 月	上記意見に対する考え方を建設委員会へ報告
令和 9 年 2 月～3 月	印刷・製本
令和 9 年 4 月	促進計画の公表

別紙１

足立区耐震改修促進計画　改定のポイント

本計画は令和９年度から令和１３年度までの５年間とし、社会経済状況の変化や計画の実施状況等への対応及び区の関連計画、国や都の動向との整合を図るために改定を行います。

≪分類別の建築物の現状と目標≫

分類別の建築物	現状と目標
①住宅	(1) これまでの耐震化率は、昭和 56 年 6 月以降に建てられた建築物は、全て耐震性があるものとして算定していましたが、グレーゾーン住宅（昭和 56 年 6 月から平成 12 年 5 月に建てられた木造住宅）の一部に耐震性がないことが熊本地震等でわかったため、グレーゾーン住宅を考慮した新たな耐震化率で本計画を策定します。 (2) 令和 7 年度末の住宅の耐震化率は、89.7%と見込まれ、令和 12 年度末に 95%、令和 17 年度末に耐震性を有しない住宅のおおむね解消を目標としました。
②特定緊急輸送道路沿道建築物	(1) 令和 8 年現在の特定緊急輸送道路は、総合到達率 98.4%、区間到達率が 520 区間で 95%未満となっており、令和 12 年度末に総合到達率 99%、かつ、区間到達率 95%未満の解消を目標とします。 (2) 都が指定する重点区間沿道の倒壊危険性が高い建築物に対して、都と連携して個別訪問を実施し、アドバイザー派遣等を活用して耐震化につなげていきます。
③ブロック塀等（新規目標設定）	(1) 令和 6 年度よりブロック塀等カット工事助成に加え、フェンスの設置助成制度を創設し、ブロック塀等の除却等を進めています。 (2) ブロック塀等の安全対策については、通学路の危険なブロック塀の解消率 50%を目標としました。

◆上記を踏まえ、①住宅の耐震化
②特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化
③ブロック塀等の安全対策
を３つの柱とし、最優先課題として本計画に位置付けました。

別紙２

概要版

足立区
耐震改修促進計画

区民が安心して暮らせる、

建物が倒壊しない「まち」足立へ。

令和９年度～令和 13 年度

都市建設部　建築室　建築防災課

足立区耐震改修促進計画　≪概要版≫

第１章　計画策定の背景など

１　本計画の目的

令和８年度までに、積極的な取組により耐震化の促進を図ってきたが、引き続き取組を推進していく必要がある。

震災等による被害を減少させ、区民の生命と財産を保護するとともに、災害につよいまちづくりを推進していくため、本計画の改定を行い、より効果的な施策を進めていく。

２　計画の位置付け

本計画は、「耐震改修促進法」第６条第１項の規定および東京都促進計画における区市町村耐震改修促進計画策定方針に基づくものであり、「足立区地域防災計画」及び「足立区防災まちづくり基本計画」と相互連携して策定するものである。

なお、本計画は足立区基本計画等の区の計画に基づくとともに、足立区都市計画マスタープランおよび足立区住生活基本計画等の分野別施策計画との整合を図りながら定めていく。

３　計画期間

令和９年度から令和１３年度までの５年間とし、社会経済状況の変化や計画の実施状況等への対応および区の関連計画、国や都の動向との整合を図るため、必要に応じて改定を行う。

４　計画の進行管理

各事業の進捗状況の確認や評価のため「足立区耐震改修促進計画推進会議（仮称）」を令和 12 年度に設置するとともに、本計画を総合的に推進するためＰＤＣＡサイクルに則って進行管理を行う。また、令和 12 年度末の区内の住宅・建築物の耐震診断や耐震改修の実施状況を、最終年度に足立区耐震改修促進計画推進会議（仮称）に報告し、確認する。

5　対象区域および対象建築物

本計画の対象区域は足立区全域とする。

対象とする建築物は、原則として建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）における新耐震基準（昭和 56 年６月１日施行）より前の耐震基準により建築された建築物（住宅については、新耐震基準の木造住宅（※)を含む）のうち、次に示すものとする。

表　対象建築物

<table>
<tr><th colspan="2">種　類</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">住宅</td><td>旧耐震の住宅</td><td>○昭和 56 年 5 月 31 日までに工事に着手した戸建住宅、共同住宅（建築基準法に規定する共同住宅、寄宿舎、下宿その他これらに類するもの）</td></tr>
<tr><td>新耐震基準の木造住宅</td><td>○昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までに工事に着手した２階建以下の在来軸組工法の木造住宅</td></tr>
<tr><td rowspan="4">その他の建築物</td><td>特定建築物</td><td>○耐震改修促進法第 14 条に定める特定既存耐震不適格建築物のうち、民間が所有する建築物（要緊急安全確認大規模建築物など）
○耐震改修促進法第 14 条に定める特定既存耐震不適格建築物のうち、区が所有する建築物</td></tr>
<tr><td>公共住宅</td><td>○公営住宅（区営住宅、シルバーピア、コミュニティ住宅）
○その他の公営住宅（都市再生機構住宅、東京都住宅供給公社による住宅）</td></tr>
<tr><td>区立建築物</td><td>○防災対策上特に重要な建築物
（足立区災害対策条例第 15 条に定める重要建築物など）</td></tr>
<tr><td>一般緊急輸送道路沿道建築物</td><td>○一般緊急輸送道路沿道の建築物</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定緊急輸送道路沿道建築物</td><td>○特定緊急輸送道路沿道の建築物</td></tr>
<tr><td colspan="2">ブロック塀等</td><td>○れんが造、石造、コンクリートブロック造、その他の組積造並びにこれらに類する構造の塀</td></tr>
</table>

図　耐震基準の変遷

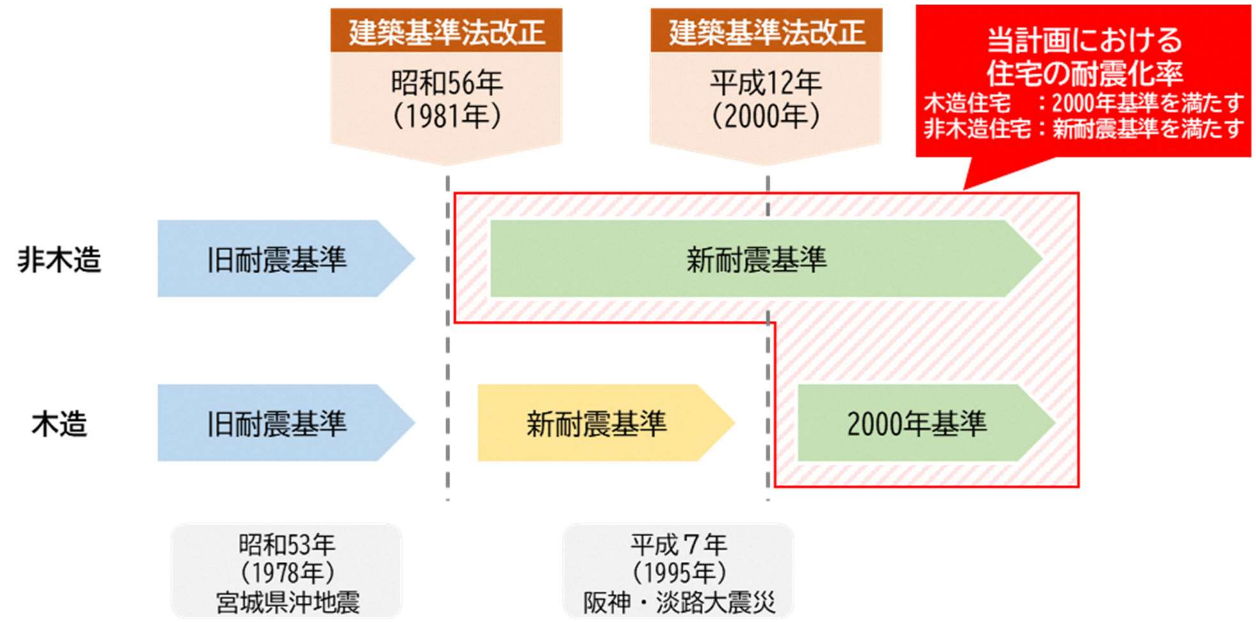

※昭和 56 年（1981 年）６月１日に導入された新耐震基準では、大規模な地震動（震度６強程度）に対する検証方法が規定されるとともに、木造住宅では必要壁量の基準の強化が行われた。

※その後、平成 12 年（2000 年）６月１日にも建築基準法の構造関係規定が改正され、木造建築物の仕様規定の明確化（接合部の仕様、４分割法による耐力壁の配置等）が図られた。

※熊本地震、能登半島地震を踏まえて、東京都促進計画では、住宅の耐震化率を「木造住宅は 2000 年基準、非木造住宅は新耐震基準を満たす耐震化率」と位置付けている。本計画における住宅の耐震化率も同じ位置付けとする。

令和５年住宅・土地統計調査に基づく耐震化の推計

住宅土地統計調査に基づく推計では、令和５年時点の結果を踏まえ、令和７年度末時点において住宅は約 89.7%が耐震性を満たしていると見込まれる。

- 令和５年住宅・土地統計調査結果をもとに、令和７年度末時点の住宅の耐震化率（木造住宅は 2000 年基準を満たし、その他の住宅は新耐震基準を満たす）を推計すると、総戸数の 89.7%が耐震性を満たし、今後対応が必要となる住宅は約３万９千戸（10.3%）となる。
- 区では、耐震改修等に関する助成制度の拡充により、耐震診断及び耐震改修の実施件数は増加傾向にある。一方で、近年の資材価格や労務費の上昇など、物価高騰の影響により、耐震改修に係る区民負担は増加している。耐震化率の継続的な向上に向けては、助成制度の水準を安定的に確保するとともに、物価動向を踏まえながら、拡充時と同等の支援を継続していく必要がある。

図　住宅の耐震化率の算定

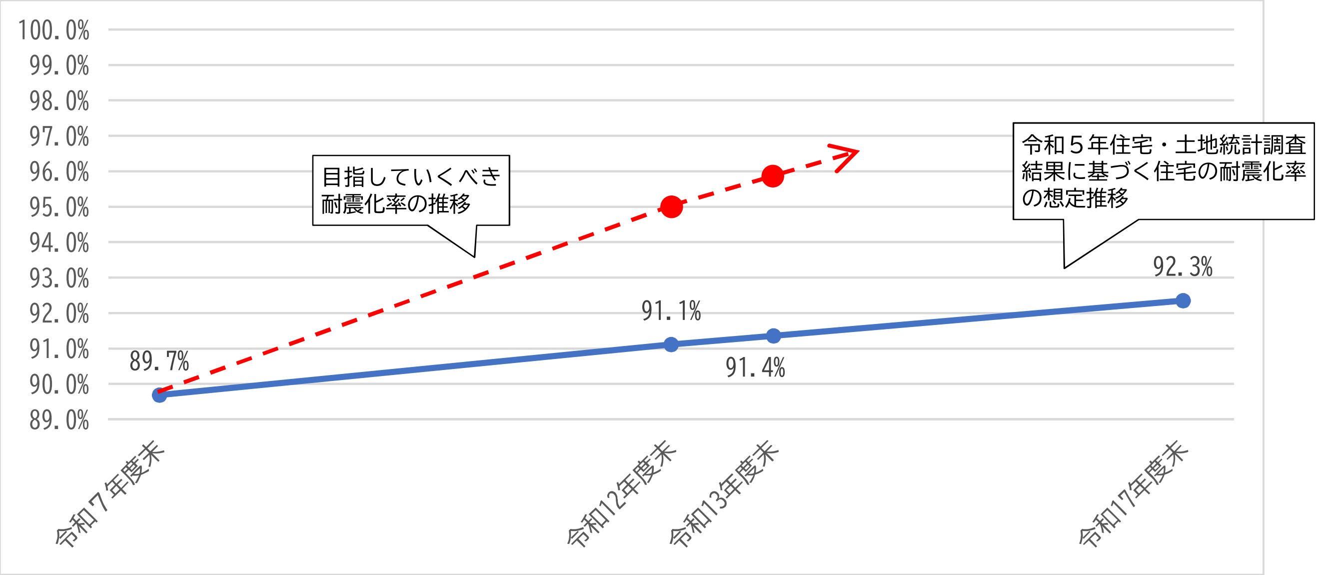

1　住宅の耐震化を阻む現状

住宅の耐震化を阻む費用負担の大きさや危機管理意識の低下

●助成制度の拡充等により耐震改修は一定程度進んでいるものの、耐震化率のさらなる向上に向けては、引き続き取組の強化が求められている。

●東京都が実施したアンケート調査によると、住宅の耐震化が進まない主な要因として、費用負担の大きさに加え、耐震化の進め方が分からないことや、相談先が不明確であること等が挙げられている。このため、耐震化に係る経済的負担の軽減を図るとともに、制度内容や手続きの流れを分かりやすく周知するなど、継続的な情報発信により、助成制度の活用を一層促進していく必要がある。

図　住宅の耐震化に関するアンケート調査「耐震改修を実施しない主な理由」
（旧・新耐震基準の木造住宅所有者の回答のみを抜粋）

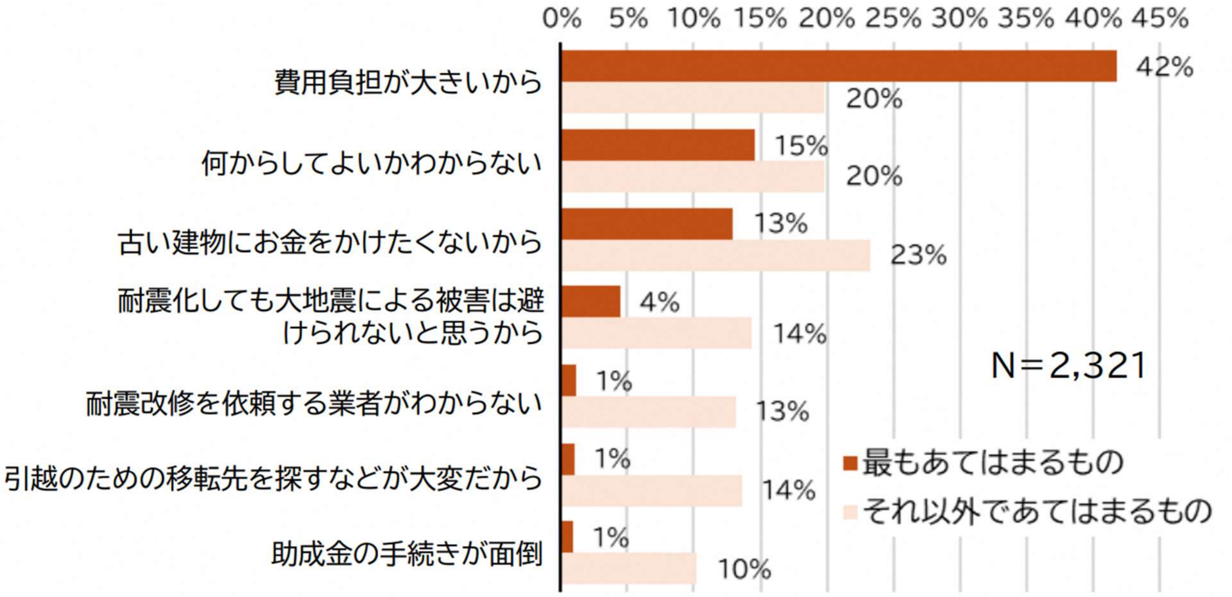

出典：東京都「耐震改修促進計画改定に向けたアンケート調査」（令和７年３月～４月実施）

新耐震基準の木造住宅の耐震化に向けた取組みの加速

●令和６年より、新耐震基準の内、2000 年基準の木造住宅を対象とした耐震助成制度を開始しており、制度の活用も徐々に進んでいる。こうした取組みにより、耐震化の促進が期待されることから、引き続き助成制度を継続し、さらなる活用の拡大を図っていく必要がある。

●区内の耐震改修事業者へのヒアリングによると、中古住宅購入時にリフォームと併せて耐震改修を実施するケースが多いことから、こうした機会が耐震化を進める上で重要な契機となっている。このため、中古住宅の取得やリフォームのタイミングを捉え、耐震化につなげるための情報発信や制度周知を強化するとともに、関係事業者等と連携した効果的な普及啓発を図る必要がある。

2　特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を阻む現状

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を阻むマンション居住者の合意形成と工事中の営業継続の困難さ

- 緊急時の避難や物資輸送等の主要動線となる特定緊急輸送道路沿道建築物の未耐震解消率は令和８年４月時点で 57.58%となっている。
- 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けては、マンションにおける耐震改修工事実施に対する合意形成や店舗等を営業しながらの耐震改修工事の困難さ等が実施を阻む要因となっている。

緊急輸送道路沿道建築物と同規模の建築物における耐震改修事例

3　ブロック塀等の安全対策に向けた現状

継続的な普及啓発の取組みの加速

- ブロック塀等の安全対策については、これまで継続的な普及啓発活動により、アドバイザー派遣件数の累計約 850 件、カット工事助成制度による累計助成延長約 5.5km など、一定の成果を上げている。
- 一方で、依然として安全対策が未実施のブロック塀等も多く残されており、さらなる解消に向けては取組の一層の推進が求められる。
- このため、引き続き戸別訪問や個別相談等を含む普及啓発活動を行うとともに、危険ブロック塀の再生産防止などの取組みを進めていく必要がある。

アドバイザー派遣制度を活用した詳細調査の様子

【分類別の建築物の現状整理】

分類別の建築物	現状
①住宅	これまで耐震診断や耐震改修に対する助成制度の拡充等により、住宅の耐震化は一定程度進んできたものの、依然として耐震性が不十分な住宅が残されている。首都直下地震時には甚大な被害の発生が懸念されることから、引き続き耐震化の促進が**重要な課題**となっている。
②特定緊急輸送道路沿道建築物	耐震診断義務付け制度等により耐震化は進展しているものの、未だ耐震性が不十分な建築物も残されている。これらの建築物は、地震時における道路閉塞の要因となり、円滑な避難や救急・消火活動、緊急支援物資の輸送、復旧・復興活動等に支障を及ぼすおそれがあることから、早期の耐震化が引き続き**重要な課題**となっている。
③ブロック塀等	ブロック塀等の安全対策については、普及啓発や助成制度の実施により一定の改善が見られるものの、依然として危険性を有するものが残されている。これらは地震時に倒壊し、避難や救急・消火活動、緊急支援物資の輸送等を妨げるおそれがあることから、対策の一層の推進が**重要な課題**となっている。
④要緊急安全確認大規模建築物	ほぼ耐震化率の目標を満たしているため、従前の施策を継続することにより耐震化率 100%を目指す。
⑤一般緊急輸送道路沿道建築物	法的に耐震診断が義務付けられていないため、個々の進捗状況が把握できないことから、東京都と意見交換を行ないながら、耐震化施策の再構築をはかっていく。
⑥上記以外の区立建築物	ほぼ耐震化率の目標を満たしているため、従前の施策を継続することにより耐震化率 100%を目指す。
⑦上記以外の民間建築物	ほぼ耐震化率の目標を満たしているため、従前の施策を継続することにより耐震化率 100%を目指す。

↓

◆上記を踏まえ、「①住宅の耐震化」「②特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化」「③ブロック塀等の安全対策」の３つを、現状を踏まえた足立区の耐震化の最優先課題と位置付け、検討を進める。

第４章～第５章　耐震化に向けた方針・目標と施策

1　目指すべき姿

現状と課題を踏まえ、今回の改定により目指すべき姿を新たに『区民が安心してくらせる建物が倒壊しない「まち」足立』と定める。

2　基本目標及び指標

目指すべき姿を踏まえ、基本目標を『耐震化の普及啓発に努め、耐震性が不足する建物やブロック塀の概ね解消を図り、区民が安心してくらせる「まち」をつくる』とし、「住宅の耐震化率」「特定緊急輸送道路の区間到達率」「要詳細調査のブロック塀等の解消率」を成果指標として定め進めていく。

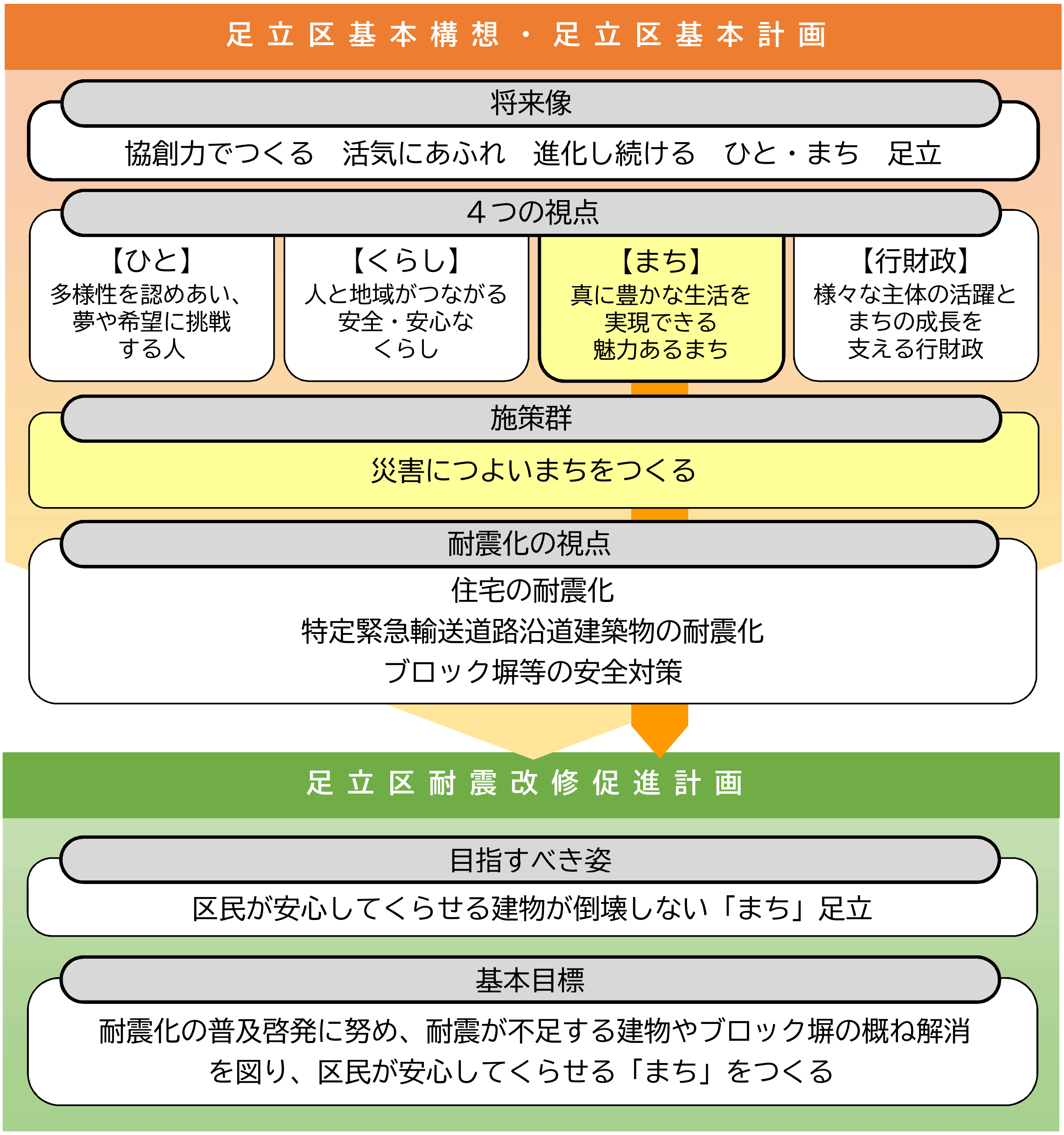

３　住宅に関する耐震化の目標と施策

（１）目標

令和 12 年度末まで	令和 13 年度末まで	令和 17 年度末まで
耐震化率 95％以上	耐震化率 95.8％以上	耐震性を満たさない住宅のおおむねの解消

建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示第 184 号。以下「国の基本方針」という。）および都促進計画等を踏まえ、住宅については、令和 12 年度末に耐震化率を 95％、令和 17 年度末には耐震性を満たさない住宅のおおむね解消を目標とする。

上記を踏まえて、計画期間である令和 13 年度末は、耐震化率を 95.8％以上とすることを目標とする。

目標とする耐震化率に近づけていくためには、推計値に加えて、年間さらに 3,000 戸近くを除却または改修等していく必要がある。

図 12　住宅戸数の推移（推計値と目標値）

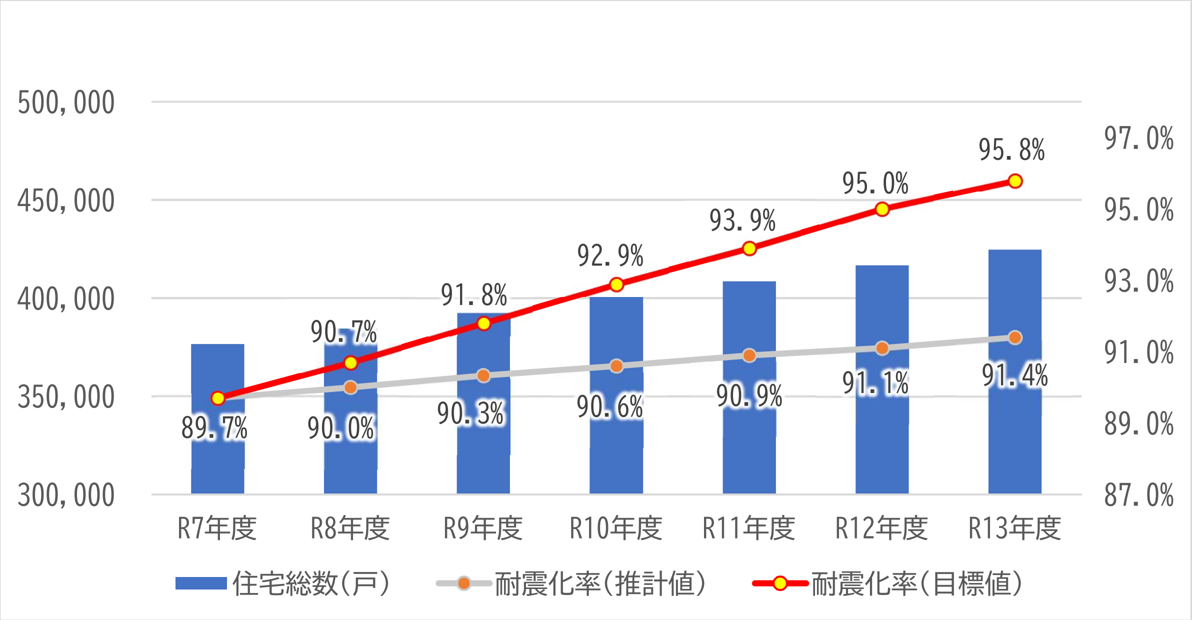

（１）計画の体系

施策・取組の全体像

耐震改修促進計画

目指すべき姿

区民が安心してくらせる建物が倒壊しない「まち」足立

基本目標

耐震化の普及啓発に努め、耐震性が不足する建物やブロック塀の概ね解消を図り、区民が安心してくらせる「まち」をつくる

基本計画

柱立て	施策群
地域の個性を活かした都市基盤が整備されたまち	災害に強いまちをつくる

課題	計画の柱	成果指標
1 住宅の耐震化	(1) 住宅の耐震化の促進	ア 令和12年度末まで耐震化率95%以上 令和13年度末まで耐震化率95.8%以上 令和17年度末まで耐震性を満たさない住宅のおおむねの解消
2 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化	(2) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進	イ 令和12年度末まで総合到達率99%かつ区間到達率95%未満の区間の解消（申請件数３件/年） 令和13年度末まで総合到達率99.2%かつ区間到達率95%未満の区間の解消（申請件数３件/年） 令和17年度末まで総合到達率100%
3 ブロック塀等の安全対策	(3) ブロック塀等の安全対策の促進	ウ 令和12年度末まで要詳細調査の解消率30.9%以上 令和13年度末まで要詳細調査の解消率35%以上 令和17年度末まで要詳細調査の解消率50%以上

施策
震災に強いまちづくりの推進

	施策内容 / 活動指標					該当頁
（ア）	個別相談会の開催					P. 32
	【活動指標①】個別相談会開催回数（参加人数）					
	R９	R10	R11	R12	R13	
	30回/年(80人)	30回/年(80人)	30回/年(80人)	30回/年(80人)	30回/年(80人)	
（イ）	耐震改修工事の支援策による耐震化の促進					P. 33
	【活動指標②】耐震改修等工事助成申請件数					
	R９	R10	R11	R12	R13	
	500件/年	500件/年	500件/年	500件/年	500件/年	

	施策内容 / 活動指標					該当頁
（ア）	耐震診断後に工事に進んでいない建物所有者への普及啓発					P. 35
	【活動指標①】該当する建物所有者へのダイレクトメール発送件数					
	R９	R10	R11	R12	R13	
	26件/年	23件/年	21件/年	18件/年	16件/年	
（イ）	区間到達率９５%未満の区間への重点的普及啓発					P. 35
	【活動指標②】区間到達率９５%未満の区間に所在する建物所有者へのダイレクトメール発送					
	R９	R10	R11	R12	R13	
	４件	４件	４件	４件	４件	
（ウ）	東京都のアドバイザー派遣制度の普及啓発					P. 36
	【活動指標③】東京都の耐震化アドバイザー派遣制度の活用					
	R９	R10	R11	R12	R13	
	随時	→	→	→	→	

	施策内容 / 活動指標					該当頁
（ア）	要詳細調査と判定されたブロック塀の解消					P. 38
	【活動指標①】要詳細調査と判定されたブロック塀の解消件数					
	R９	R10	R11	R12	R13	
	45件/年	45件/年	45件/年	45件/年	45件/年	
（イ）	ブロック塀関連制度の普及啓発					P. 38
	【活動指標②】SNS発信、広報でのPR活動					
	R９	R10	R11	R12	R13	
	４回/年	４回/年	４回/年	４回/年	４回/年	

足立区耐震改修促進計画

≪概要版≫

令和９年４月発行
発行　足立区
編集　足立区　都市建設部 建築室 建築防災課
足立区中央本町１－１７－１
電話０３－３８８０－５３１７（直通）